

論文の内容の要旨

論文題目　　イギリス優生学運動と母性主義
－1907年から1930年代までの「優生協会」の活動を中心に－

氏 名　　廉 雲 玉

本論文は、母性主義に注目しながらイギリス優生学の歴史を再構成する試みである。人種を良くすることを意味する優生学とは、ダーウィンの従兄弟であるゴルトンが1883年に作り出した言葉で、その後イギリス帝国の衰退や国民の体力低下への不安を背景に1907年に優生協会が設立された。優生主義者が母性を重視した裏には、女性の生殖を国家の管理下に置くことで、人口の「質」を向上させようとする思惑がつねに作用した。フェミニストのほうは母性を持ちあげることで、女性の権利を拡大し男女平等を実現させようとした。本論文では、20世紀初頭から1930年代までの時期において、優生主義者がいう母性主義とフェミニストがいう母性主義とが、錯綜する様子を家族手当導入運動や産児制限運動、離婚法改正、性病防止運動などを例にあげて分析した。

結婚と生殖において恋愛の自由と女性の賢い選択を強調する優生学は、女性たちにとって親しみやすいものだったゆえに、優生学運動への女性の参加は目立ったものであった。イギリスの優生協会は約半分が女性会員で構成され、設立当初から組織運営の責任を任せ

られた女性書記のシビル・ネビル＝ロルフ、断種法制定キャンペーンにおいて主導的な役割を果たしたコーラ・ハドソンとヒルダ・ポーコックらが活躍した。イギリスの優生学運動は、優生協会の女性たちや優生協会と協力したエレノア・ラスボンやエヴァ・フーバックらのフェミニストたちの活躍のおかげで、家族手当や産児制限、離婚法改正、性病防止などの改革に介入することができたのである。母性主義フェミニズムと結びつくことで、優生学はその論理構造にすでにあった養育重視の要素をさらに拡大することができたのである。環境重視論の膨脹は、一方では優生学の原理をぼやかすこととなり、運動の推進力を弱めたが、もう一方では、環境論と入り交ざったぼんやりした概念として優生学を提示することで、一般の人びとが優生学を受け入れやすくする効果をもたらした。

家族手当の構想は、女性の出産行為そのものの社会的意味を積極的に認めようとする母性手当に由来した。家族手当のラディカルな側面は、それが女性の不払い家事労働を評価することにより、労働市場内で女性労働者の同一労働・同一賃金の実現を進めようとしたところにある。しかし、1920年代半ばからこのようなフェミニスト的視点は失われ、賃金上げに代わる次善策として第二次世界大戦後に導入された。優生協会にとって家族手当の導入は、「適者」の生殖を促す「積極的優生学」の実践として捉えられた。家族手当をめぐる優生協会での議論には、ラスボンとフーバックが加わることで、家族手当が下層階級の出生率の増加をもたらすという優生協会側の懸念を和らげることができた。

離婚法改正と断種法制定キャンペーンは、「消極的優生学」の実践である。1937年の離婚法改正の意味は、離婚事由の拡大を勧めた1910年の離婚・婚姻事件に関する王立委員会の勧告が約30年の歳月をかけて実現されたところにある。王立委員会が出した勧告の主な内容は、離婚裁判手続きの簡略化、男女に平等な離婚事由、姦通と虐待以外にも狂気と常習的飲酒までを離婚事由に取り入れることだった。1937年法は、馴合い離婚の打開策であり、個人の意思を尊重する協議離婚への動きとしての意味が大きい。そこに「狂気の条項」がすべりこんだ。優生協会は、「種の毒」と呼ばれる遺伝性の狂気、アルコール中毒、性病などを離婚事由として法律の中に取り入れることで、優生学の論理を内面化させようとしたのである。

イギリスでは優生断種法が制定されなかったが、1930年代に優生協会を中心に自発的断種法制定キャンペーンが組織的に行われた。断種法の制定には多くの女性団体から支持が集まり、労働党女性部や女性共同組合ギルド、平等市民権協会全国同盟などの主な女性団体が断種法制定を支持した。優生協会は、断種法制定の宣伝を行う際に、断種の問題を産児制限とともに提示することで、避妊知識の普及を望む女性たちから支持が集まるよう仕

掛けたのである。しかし、女性団体が断種法を支持したことは、優生協会の宣伝戦略だけにその理由があったのではなく、当時のフェミニスト運動の限界が表れた出来事でもあった。今日の視点からみれば、生殖は望むならば誰でも享受できる、人間の「権利」の一つであるが、当時にはまだ「生殖は権利」という概念は確立しておらず、精神薄弱者の生殖の権利を否定した上で、女性が産児制限の手段を利用する権利、中絶する権利のみを主張したのである。

断種法の制定は失敗したものの教育と啓蒙によって個人の自発性に訴える方法を重んじたイギリス優生学運動は、離婚法改正や性病の管理、結婚前診断計画などを通じて結婚制度そのものへ介入しようと試みた。性病の問題と結婚前健康診断計画は、「予防の優生学」とかかわる。1930年代に地方当局やヴォランティア団体が運営する母子福祉センターや出生前クリニックは、先天性梅毒児の出生予防に相当な効果をあげていた。こういった事情を背景に、優生協会の傘下団体であるイギリス社会衛生評議会は、残り少ない性病を撲滅することに力を入れる。また、優生協会は、結婚前健康診断を法律で義務づけようと試み、1933年に「結婚前健康診断計画」をまとめる。失敗したとはいえども、結婚前健康診断計画は、教育と啓蒙を重んじたイギリス優生学の特徴が最もよく表れた出来事だといえる。